

迎春



明けまして おめでとうございます

12月14日(土)、町立第三中学校を会場にパソコン教室が開催され、参加した亀岡・和田地区の小学生や一般の方々は、講師となった三中生徒に操作方法を聞きながら、年賀状を作成しました。

今年は午年、馬がデザインされたオリジナル年賀状を皆さん上手く完成させました。

広報

《主な内容》

- ◎町長、議長より新年のごあいさつ
- ◎新春文芸
- ◎民生委員・児童委員が改選されました

人	計	24,858人
	男	12,033人
□	女	12,825人
	世帯数	7,534世帯

(12月1日現在)

2014
平成26年

1

No.951

2014年(平成26年) あけましておめでとうございます



高島町長

寒河江 信

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、7月に見舞われた大雨により、当町においても139世帯に避難勧告を発令する事態に及ぶなど、町内各所で水害が発生し、長雨によるぶどうの裂果被害を含め、天候不順に悩まされた一年となりました。

一方では、東京が2020年のオリンピック開催都市に決定した事や、日大山形高校が夏の甲子園ベスト4に進出した事、また、高島で育まれた若い力も、全国でその力を発揮し見事優勝を遂げるなど、スポーツ関連で朗報の多い一年でもありました。

そのような中、当町におきましては、国・県の力強い後押しをいただき、高島中学校(仮称)周辺の県道自歩道整備や交差点改良工事などが順調に進められておりますし、文化遺産を活かした地域活性化を目的とした、まほ

ろばの里芸能祭を開催し、歴史ある文化遺産を町民の皆様堪能していただく事ができました。

どの事業におきましても、関係各位のご支援のもと順調に進めることができましたことに、心から感謝申し上げます。

さて、平成26年の町政運営につきましては、総合計画の4つの基本理念に立ち返り、たかはらしい成長と発展を期してまいります。

一つ目の「創造」では、農業や中小企業支援、土地利用計画などからアプローチを試み、新たな事業への挑戦に満ちた創造性あふれる施策を展開いたします。特に、農業の競争力強化を狙いとする生産調整の廃止を見据えた町農業の将来展望の創出や、チャレンジする経営者を後押しする中小企業体の経営体質を強化いたします。

二つ目の「誇り」については、子育て支援、介護・障がい者などの福祉分野から、子ども

がたくましく育ち、高齢者が生き生きと生活できる施策を展開し、特に、若い世代が住みたくなる新しい子育て制度・定住支援の構築や超高齢社会を見据えた自助・共助と公助の連携を強化いたします。

三つ目の「共生」ですが、地方自治体が持続的に発展するためには、居住する町民と行政との相互理解が欠かせません。観光産業の醸成、農業再編の面からアプローチしながら、きめ細かな施策を展開いたします。

四つ目の「自立」では、地域力をより一層高め、社会資本整備・再編、事故・災害に強いまちづくりを目指し、地方自らの健全な体力づくりと財政基盤の強化を図ります。

このような取り組みを重ね、誰もが「いきいきと輝くまち」を実現するため、誠心誠意を尽くしてまいりますので、皆様方のご支援とご協力を賜われますようお願い申し上げますとともに、迎えられるました新年が実り多き一年となりますようお願い申し上げます。挨拶いたします。



高島町議会議長

中川 正昭

町民の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

新しい年を迎えられたよるこびと共に今年は災害のない平和な年になりますことをお祈り申し上げます。

昨年も議会活動に対し町民の皆様の貴重なご意見、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年、一昨年と、冬期間の豪雪、そして8月、9月の猛暑と非常にきびしい気候でありました。しかも昨年は7月に今までに経験したことのない豪雨に見まれ、多雨によりぶどう等に大きな被害をもたらしました。

しかし秋には、その他の果樹、水稲等の農作物においては平年作を上回る程の収穫があり、安堵しているところであります。また、平成23年3月の東日本大震災から、ここにかけていくらか復興も進み、少しずつ東北も躍動

感が感じられてきた中で、一昨年末に行われました衆議院選挙では、自民党が圧勝し第1党となり、首相が主導したアベノミクス効果等もあって、国内経済にも明るさが見えてまいりました。

しかしながら依然として、特に、東日本大震災からの復興、原発への依存、領土問題、景気雇用対策、社会保障、そして、消費税のアップなどさまざまな課題が横たわっております。新政権には速やかな政策実現に向けて着実に大きく前進していただきたいと切に願うものであります。

このような中で、懸命な努力をされている食品を中心とする地場産業や観光産業等にも今年も大きな期待がかかるものですし、これからは民間と町が一体となった施策の中から明るい展望が開かれるものと確信するものであります。

本町において今年は、2年後の開校を目指した統合中学校も本格的に工事が始まっており、町内に1つの中学校として町民の期待もおのずと高まっているところであります。

町議会の方も、平成26年をスタートし、町民の皆様の負託に応えるべく決意を新たにしているところであります。景気雇用の問題、少子高齢化の問題など多くの課題がありますが、1つひとつ解決に向けて前進してまいります。そして、町民1人ひとりの暮らしが豊かにならなければなりません。そのためには議論を尽くし、是々非々で本町発展のため議員一同鋭意努力致して参りますので、町民の皆様のご指導よろしくお願い致します。

結びに、この新しい年が、町民の皆様にとりまして希望に満ちた輝かしい一年となりますことを心から祈念申し上げ新年の挨拶いたします。



俳句 初景色

荒井俊二

元朝の道真直にありにけり
文殊山すぐそこにあり初景色
校長となりし教へ子年賀状
何よりも健康大事去年今年

川柳 甲午 新春に寄せて

高橋勝柳子

午年に駆けて擲もうデカイ夢
すこやかに二人三脚めおと駒
若駒が翔る未知なる道挑む
初日の出駒が嘶く世界の和

短歌 まほろばの新春 中川寛二

短歌詠むは吾の生様と若き日に
北原白秋の歌に引かれて
生き長る命の糧は短歌詠みと
吟きながらペンを走らす
短歌詠むは「惚けの防止」と一人言
吟きながら日も夜も励む
初雪の視界真白に埋めつくし
見よとばかりに冬を謳歌す



2014年は午年とします。

馬は、人間と意思の通う家畜として、昔から親しまれてきました。

でも最近は、馬を見かけることが少なくなりました。日本で飼われている馬のうち、そのほとんどは乗馬用で、農耕馬などは少数派とのこと。あまり見かけなくなったのはそのせいかもしれません。

人類が馬を家畜として飼い始めたのは、牛よりも遅く、紀元前四千年ごろとされています。古墳時代の遺跡からは馬の埴輪も出土しています。万葉集にも、馬を詠んだ歌が多数あります。そして今日まで、運搬用、農耕用、乗馬用はもちろん、戦争や狩猟にも馬は登場します。

馬と聞くと競走馬を連想される方も多いと思いますが。馬同士を競い合わせる行事は、

詩 いのち

橘 朱果

一 いのちの輝き

厳寒の最上川
白鳥が一斉に飛び立とうとして
長い首を同じ方向にさしだして
カウ、と鳴くやいなや
翼をV字形一杯にひらく
その瞬間、一枚一枚の羽根から
しびきが上がる
そこに朝日がさして
まるで透明なガラス細工のよう
一枚の写真を撮るのに
早朝、雪の中二十日間も通い
瞬時に、いのちの輝きを写した
という
この瞬間のいのちが連綿とつづ
いてきたのだ

三 いのちの危機

モサビエンスに進化したのはわ
ずか二十万年前
体細胞が死滅しても生殖細胞は
親から子へと伝えられる
それがわれわれのいのち

今や、地球環境の悪化は想像を
超え
あらゆるいのちをあやうくして
いる
たったの三百年の科学文明が
いのちを危機に追い詰めている
子や孫の代はあっても
百年、千年後の子孫は
果たしてこの地球上に生存して
いるだろうか
三十八億年もかかって育まれて
きたいのちを
われわれの代で死滅させていい
はずがない

四 いのちへの畏敬

二 いのちの歴史
いのちは今から三十八億年前単
細胞として海の中の熱湯の中か
ら誕生した
多細胞ができるまで何と三十二億
年かかっている
類人猿からヒトへ進化したのは
五百万年前
そしてわれわれの先祖となるホ
「生命への畏敬」を唱えたのは
アフリカ伝道に献身したシユ



走馬、競馬などといって、奈良時代から行われていました。

こうした馬との密接な間柄を反映して、馬についてのことわざや漢字は豊富です。

「人に添うてみよ、馬には乗つてみよ」。人とは、付き合つてみなければ、その人のことは分からないもので、外見だけで、その人（馬）のことを判断してはいけないというたとえです。人とは生活を一緒にしたり、仕事をしたりして、はじめて、相手の性格や自分との相性などが分かり、また、馬には、乗つてみないと、その馬の癖や、乗り心地なども分からない。どんなことでも、経験してみないと本当のことは分からないので、とにかく、やつてみるという教えです。

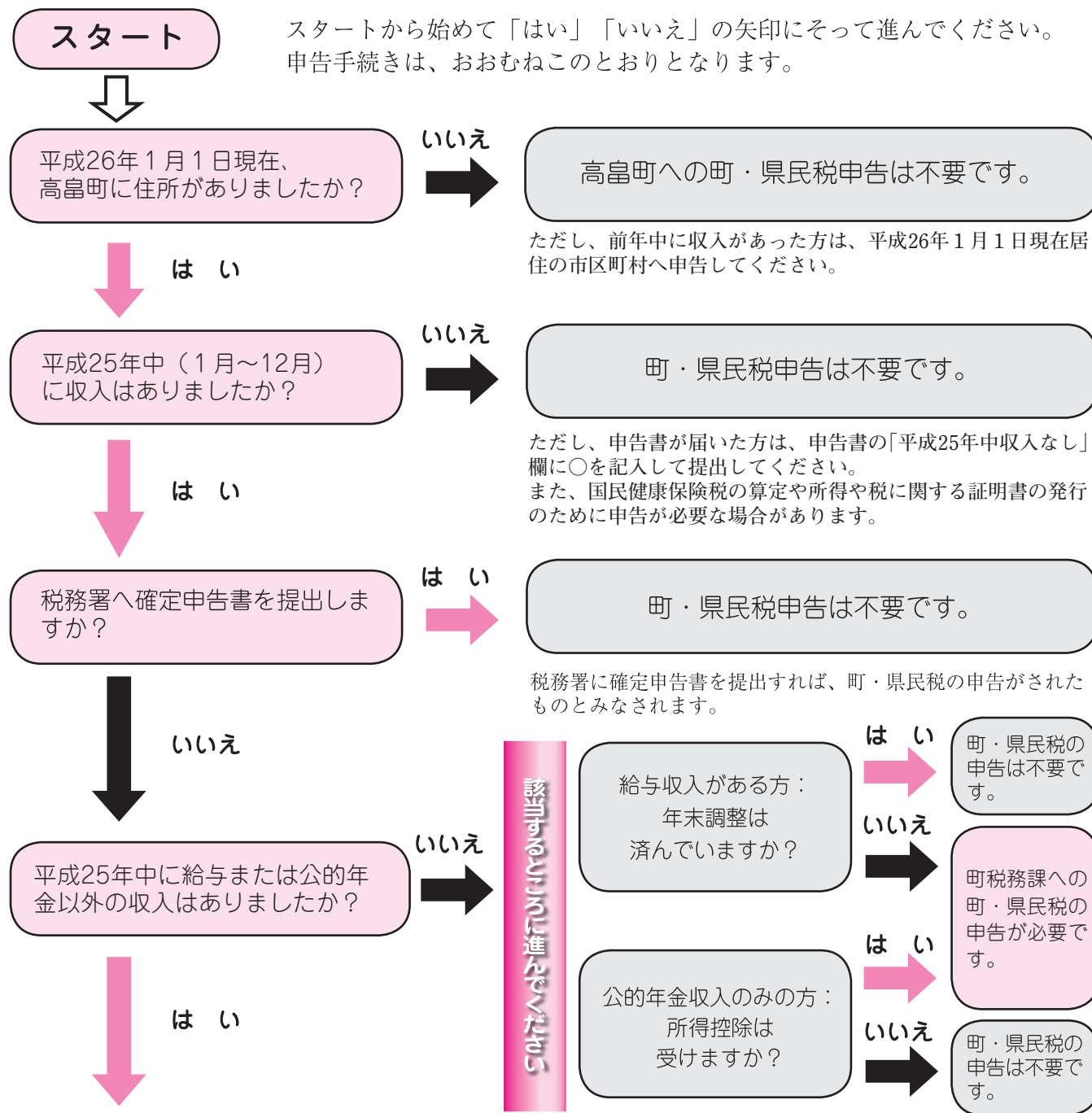
馬偏のつく文字もいろいろあります。駅、駐車場などは現代でも重要な交通用語です。かつて馬が活躍した時代がしのべれます。

「驚」は、馬が前足を上げて、後ろ足で立ち、上向く意味で、驚いたときにこのような姿勢になります。「騒」は馬がたくさん寄り集まることで、それが「騒がしい」の意味になりました。

ところで、初もうでや合格祈願に奉納する絵馬は、もとは神社や寺に馬を奉納する代わりに、馬の絵を書いたのが始まりとされています。午年の今年もまた、神社にはたくさんの絵馬が奉納されることでしょう。

今年も、馬力アップで大いに頑張りますか、それとも、馬耳東風、マイペースでのんびりいきますか。いずれにしても、ウマく乗り切りたいものです。

町・県民税あなたの申告は必要？ 不要？



次のいずれかの申告が必要です。

営業・農業・不動産所得等の平成25年中の収入状況について申告が必要です。

町税務課への町・県民税申告

- 税務署への確定申告が必要ない方でも、給与、公的年金以外に収入がある方は、税務課への申告が必要です。ただし、税務署に確定申告書を提出すれば、税務課への申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円以下で税務署への確定申告が必要ない方でも、公的年金以外に20万円以下の収入がある方は税務課への申告が必要です。

税務署への確定申告

- 営業・農業・不動産等の所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
 - 年末調整済みの給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
- 所得税の納付・還付が必要な方は、税務署への確定申告書の提出が必要です。税務課の申告相談でも確定申告書を税務署へ提出することができます。

町・県民税の申告期限は、3月17日（月）までです



町・県民税申告書
1月下旬に送付します

申告は郵送が便利です

申告書の書き方について相談の必要がない方、収入がなかった方等は郵送での申告が便利です。「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して税務課に郵送、または持参してください。

申告相談

申告書の書き方がわからない方は、申告相談会場にお越しください。★行政区ごとに相談日を設けております。日程表をご確認ください。

申告に必要なもの

- ① 申告書
 - ② 印鑑
 - ③ 所得が確認できるもの
給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内訳書、帳簿、領収証 など
 - ④ 所得控除の資料となるもの
医療費の領収書、社会保険料（国民年金等）、生命保険料（個人年金保険料も含む）、地震保険料、小規模企業共済掛金支払証明書、障がい者手帳等の福祉手帳 など
- ※収入や控除の証明書は、平成25年1月から12月までの1年間に収入があったもの、支払いを行った金額が対象となります。

申告書の送付対象者

【申告書が送付される方】

町・県民税申告書は、税務署から所得税の確定申告書が送付されない方で、一定の要件にあてはまる方に送付します。また、事前に申告書が必要な旨の連絡があった方には送付します。

【申告書が送付されない方】

主に、前年の申告内容が次のような方です。

- ① 無職（無収入）で申告した方
- ② 被扶養者（他の誰かの扶養になっている方）
- ③ 年金収入のみで申告書を提出していない方
- ④ 給与収入のみで住民税が給与から差し引きされている方

事業主のみなさまへ

平成26年度（平成25年分）「給与支払報告書」の提出期限は1月31日（金）です。期限厳守でお願いいたします。

●所得税の確定申告は

税務署へ

所得税の納付・還付のある方、確定申告書が送付された方などは、税務署にご相談ください。

米沢税務署

米沢市門東町一丁目1番9号

☎(22) 6320

▼問合せ先

町税務課住民税係

☎(52) 4477

次ページでは申告が必要かどうかを「流れ図」で確認できます。



町・県民税の申告をお願いします



平成26年度分 町・県民税個人申告相談受付日程

混雑を緩和するため、行政区ごとに相談日を指定させていただいておりますので、ご確認のうえおいでください。（指定されている地区以外の日に申告相談する場合は、指定されている行政区の方が優先となりますので、ご了承ください。）

月日	曜日	相 談 会 場	午前の部 受 付：午前8時から午前11時まで 申告相談：午前9時から	午後の部 受 付：正午から午後3時まで 申告相談：午後1時から
2/ 10	月	和田地区公民館	上和田第一・上和田第二・上和田第三	両組・川北上
12	水		海上小倉・中和田東部・中和田西部	川北下・元和田北・元和田西
13	木		下和田十二・下和田北	下和田南・馬頭東・馬頭西
14	金		佐沢上・佐沢下・南佐沢	立石・中島南・中島北
17	月	生涯学習館	入生田西・入生田北	船橋・家中・中瀬
18	火		上町・仲町・元山崎	本町・石岡
19	水		共栄・蛇口・津久茂	小其塚・駅前
20	木		上平柳・西町	三軒屋・沢口
21	金		宮町・下町	夏刈・上山崎・若葉平
24	月	中央公民館 大会議室	※下記参照	※下記参照
25	火		日向・大笹生	時沢・野手倉
26	水		根岸・深上	細越・山越・竹向
27	木		西館・中組・砂押	竹上・竹中・竹下
28	金		中才・東本町	大新
3/ 3	月		糺町・山崎・柏木目	西本町・館の内
4	火		相森	三条目・川沼
5	水		亀岡一・亀岡二	亀岡三・亀岡四・文殊ヶ丘
6	木		露藤上・露藤中・露藤下	入生田南
7	金		大町一・大町二・大町三	横町・桜木町・北目
10	月		幸町一・幸町二・幸町三・塩森	荒町一・荒町二・旭町
11	火		御入水・青葉町・飯森	安久津一・安久津二・緑町
12	水		鳥居町・駄子町	弥生町
13	木		蛭沢・入蛭沢・小郡山・高安	泉岡・元町三
14	金		金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町	上駄子町・弁天前・下宿
17	月		上宿・田沢・筋	中・入

指定日に都合がつかない方は、下記の日程のとおりにおいていただくか、米沢税務署で相談してください。

高 畠 地 区 の 方 … 3月7日から3月14日までの間（中央公民館大会議室へ）

二井宿地区の方 … 3月14日または3月17日（中央公民館大会議室へ）

屋 代 地 区 の 方 … 2月25日から3月4日までの間（中央公民館大会議室へ）

亀 岡 地 区 の 方 … 2月14日（和田地区公民館へ）または2月17日（生涯学習館へ）
もしくは3月5日・6日（中央公民館大会議室へ）

和 田 地 区 の 方 … 2月10日から2月14日までの間（和田地区公民館へ）

糠野目地区の方 … 2月18日から2月21日までの間（生涯学習館へ）

※2月24日(月)は中央公民館において、上記日程でどうしても都合のつかない方を対象とした相談を行います。地区指定を行わないため大変な混雑が予想されます。可能な限り上記日程でおいでいただくようお願いいたします。

今月の医療証

▶問合せ先／町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

《子育て支援医療証》

今月子育て支援医療証をお送りする方は、誕生日が1月2日から2月1日までの方です。

今月中旬にお送りしますので、ご確認ください。

《高齢受給者証》

今月高齢受給者証をお送りする方は、昭和19年1月2日～昭和19年2月1日生まれの方です。

今月下旬にお送りしますので、ご確認ください。国保以外の方は、現在加入している健康保険より交付されます。

介護保険による税控除のお知らせ

所得税の確定申告に向けた介護保険サービスの

医療費控除についてお知らせします。

介護保険サービスを利用した場合の医療費控除

平成25年1月から12月までに介護保険サービスを利用して負担した利用料については、医療費控除の対象になるものがありますので、ご確認ください。

確定申告の際に、医療費控除となる金額が記載された領収書を添付することで控除を受けることができます。

◆特別養護老人ホームをご利用の方

介護保険利用者負担分（1割）および食費・居住費負担分としてお支払いいただいた額の2分の1相当額が医療費控除の対象になります。

◆介護老人保健施設および介護療養型医療施設をご利用の方
施設サービス費にかかわる自己負担額および個室・特別室の使用料（診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限ります）について医療費控除の対象になります。

◆在宅サービスをご利用の場合

居宅サービス計画にもとづいて利用した、次に掲げる居宅サービスでの自己負担額が医療費控除の対象になります。確定申告の際にこれらの領収書を添付することで控除を受けることができます。指定居宅事業者が発行する領収証に、医療費控除の対象になる医療費の額が記載されることになっています。

- ◎訪問看護
- ◎訪問看護（生活援助中心型を除く）
- ◎訪問入浴介護
- ◎通所介護（デイサービス）
- ◎短期入所生活介護（ショートステイ）
- ◎訪問看護（生活援助中心型を除く）
- ◎居宅療養管理指導
- ◎通所リハビリテーション
- ◎短期入所療養介護（ショートステイ）

このほかに、これらのサービスと併せて利用することで医療費控除の対象になる次のサービスがあります。

- ◎訪問介護（生活援助中心型を除く）
- ◎訪問入浴介護
- ◎通所介護（デイサービス）
- ◎短期入所生活介護（ショートステイ）



おむつ費用の医療費控除

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、証明書発行の次年度以降、介護保険の要介護認定を受けている方で、次の条件に該当すれば、町福祉課で証明書を発行することができ、町福祉課介護保険係に申請していただけます。

▶問合せ先／町福祉課介護保険係 ☎(52)1288

除雪費の一部を助成します

一人暮らしの高齢者等で、体力的・経済的に自力で除雪できない世帯に対して、冬期間の安全を図るため除雪支援金を交付します。



◎対象となる世帯／

- ①単身高齢者世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③身体障がい者のみの世帯
- ④その他特別の事情により町長が認めた世帯

◎交付要件／

- ①前年分の収入が以下の場合
一人世帯／120万円以内
二人世帯／180万円以内
- ②体力的・金銭的に自力で除雪できないうえ、親戚・近隣等からの援助が受けられない世帯

◎支援金額／35,000円まで

- ☞屋根の雪下ろしおよび下ろした雪の必要最小限の除雪：上限額30,000円
- ☞玄関から公的な除雪対象となっている道路までの除雪：上限額550円／30分

◎申請方法／申請書、除雪費請求書または領収書、課税台帳閲覧承諾書を民生委員・児童委員を通じて町福祉課に提出してください。（必要書類は、町福祉課窓口または、民生委員・児童委員へお申し出ください）

◎申請締切／3月7日(金)

◎問合せ先／町福祉課地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4
または、民生委員・児童委員まで

